

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 松本 和彦

大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）

平成21年12月8日付け大健福第4032号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成21年10月7日付け大健福第2983号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成21年9月30日、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「加納病院が平成17年6月、7月、8月、9月、10月、11月分のレセプトを請求した月日」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存在による非開示決定

実施機関は、本件請求に係る文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例第23条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

「加納病院が平成17年6月、7月、8月、9月、10月、11月分のレセプトを請求した月日を記載した保有個人情報をそもそも取得しておらず、実際に存在しないため」

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年10月29日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

1 レセプト事務処理の流れ

加納病院等の医療機関は、患者のカルテを1か月単位で集約のうえ、診療報酬請求書を作成し診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を添えて毎月10日までに医療機関の所在する社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出する。

支払基金は、レセプトの審査事務・点検などの後、請求・支払データを入力しコンピュータで作成された診療報酬等請求内訳書に診療報酬等概算額請求書及びレセプトを添えて、原則として、診療翌々月10日までに保険者である大阪市に請求している。

2 本件請求に関連する個人情報開示請求について

異議申立人は、平成21年2月16日に実施機関に「平成17年6月～平成18年2月までの医科入院・医科入院外の医療券・レセプト等」の保有個人情報の開示請求を行い、実施機関は、平成21年3月25日付け大健福更相第10346号により加納病院に関する「平成17年6月～平成18年2月までの医科入院・医科入院外の医療券・レセプト等」を開示している。

3 本件決定理由

異議申立人が開示請求した「加納病院が平成17年6月、7月、8月、9月、10月、11月分のレセプトを請求した月日」が判る書類は、医療機関が診療者個人単位ではなく、患者のカルテを1か月単位で集約し、保険及び公費の項目単位に1か月の合計を記入し、支払基金へ提出する診療報酬請求書である。

しかしながらこの書類は、医療機関が支払基金に請求する際に提出する書類であり、支払基金が保存している。また、支払基金が大阪市に診療報酬を請求する際は、診療報酬請求書は添付されない。

したがって、支払基金では、診療報酬請求書を確認できるものの、大阪市では確認できないため、異議申立人の求めに応じられない。

なお、診療報酬請求書の保存期間は3年間であるため、本件の対象文書となる「加納病院が平成17年6月、7月、8月、9月、10月、11月分のレセプトを請求した月日」が判る診療報酬請求書は、保存期間が経過しているため、支払基金が保管していないことを確認している。

以上、述べたとおり、加納病院等の医療機関が、本市に直接診療報酬を請求することはないので、請求した月日が判る書類は、実施機関では、保有していないため本件決定を行ったものである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張はおおむね次のとおりである。

加納病院の平成17年6月から11月分の診療月は、レセプトで分かるが、支払基金が病院に支払った明細又は書類は、レセプト及びカルテの保存期間と同様に、各福祉事務所で5年保存されるので、不存在はありえない。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、加納病院が平成17年6月、7月、8月、9月、10月、11月分のレセプトを請求した月日は診療報酬請求書に記載されており、診療報酬請求書を大阪府は取得していないことから本件決定を行ったのに対し、異議申立人は各福祉事務所で5年間保存されているはずであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、診療報酬請求書の不存在を理由とした非開示決定の妥当性である。

3 異議申立人が求める文書について

異議申立人は、「加納病院が平成17年6月、7月、8月、9月、10月、11月分のレセプトを請求した月日」が判る書類を求めているが、文面から合理的に解釈すると、「平成17年6月から11月までに加納病院において異議申立人が受診した分のレセプトを集約した請求を、加納病院が行った月日がわかる書類」であると解される。

当審議会において診療報酬請求書及びレセプトを見分したところ、各医療機関が支払基金に請求した月日は、レセプトには記載されていないことから、異議申立人が求める文書は診療報酬請求書（以下「本件文書」という。）である。

なお、支払基金とは、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人であり、医療機関から請求された医療費の「適正な審査」と「迅速適正な支払」を業務とする、健康保険組合や共済組合などの保険者と病院や診療所などの医療機関を結ぶ全国規模の審査機関である。

4 本件文書の存否について

(1) 実施機関の主張について

実施機関は、以下のとおり主張している。

本件文書は、医療機関が支払基金に請求する際に提出する書類である。

支払基金が保険者である実施機関に請求する際には、本件文書は提出されないため、実施機関は本件文書を保有していない。

(2) 診療報酬の支払業務の流れについて

上記3のとおり、異議申立人が求めている情報は本件文書に記載されているこ

とから、実施機関が本件文書を保有しているか否かを確認するために、本件文書を含む診療報酬の支払業務に関する文書の流れを確認する必要がある。

そこで、当審議会において、診療報酬の審査・支払業務の流れについて、事務局職員に支払基金に確認させたところ、以下のとおりであった。

病院などの医療機関では、患者ごとにカルテを作り、患者ごとに1か月単位で集約し、レセプトを作成する。

保険者が、健康保険法第76条第5項により、療養の給付に関する費用の請求にかかる審査及び支払に関する事務を支払基金に委託している場合、医療機関は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第7条第4項に従い、患者ごとに作成されたレセプトを集約し、本件文書を作成し、翌月10日までに、レセプトとともに支払基金に提出することとなっている。

支払基金では、各医療機関から提出された本件文書を集約し、保険者である自治体に翌々月10日までに請求することとなっているが、その際には、患者ごとのレセプトは添付するものの、本件文書は添付せず、支払基金で保存している。

実施機関についても同様の処理がなされている。

(3) 本件文書の存否について

上記(2)のとおり、支払基金から実施機関に本件文書は提出されないことは明白であり、本件文書が存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

加納病院の平成17年6月～11月分の診療月は、レセプトで分かるが、支払基金が病院に支払った明細又は書類は、レセプト及びカルテの保存期間と同様に、各福祉事務所で5年保存されるはずであると主張している。

しかしながら、上記3のとおり、加納病院が平成17年6月から11月分の診療月に関して支払基金に請求した月日は本件文書で確認できるものの、レセプトでは確認できない。また上記4(2)のとおり、本件文書は実施機関に提出されず、支払基金で保存されている。

なお、支払基金における本件文書の保存期間について、当審議会を確認したところ実施機関が主張するとおり、支払基金の文書規程第16条及び文書規程附則別表により、3年であった。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(参考) 答申に至る経過 平成 21 年度諮問受理第 5 号

年 月 日	経 過
平成 21 年 12 月 8 日	諮問
平成 22 年 8 月 26 日	諮問の報告及び実施機関からの意見、説明の聴取
平成 22 年 9 月 16 日	審議 (答申案)
平成 22 年 10 月 28 日	審議 (答申案)